

令和 6 年 6 月 11 日現在

機関番号：12613

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2021～2023

課題番号：21K01193

研究課題名（和文）データ駆動型警察活動の法的規律

研究課題名（英文）Regulation of Data-driven Policing

研究代表者

緑 大輔（MIDORI, Daisuke）

一橋大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：50389053

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,800,000円

研究成果の概要（和文）：データ駆動型警察活動の法的課題について、捜査法の諸原則を検討することを通じて解明した。データ駆動型警察活動では、その基礎となるデータの内容・性質が犯罪発生予測の精度を左右する。特に暗数の発生や犯罪の認知時の警察活動の方針等をどのように考慮するかは、罪種によっては深刻な問題になりうる。また、犯罪予防と犯罪発生時の双方にかかわる形でデータが利用されるため、行政法と刑事訴訟法の双方の関係を明確にする必要がある。特に、行政法上の法治主義と刑事訴訟法上の法定主義を接合するために、両者の理解を近づける営みが不可欠であり、双方を重要事項留保の考え方により統合的に理解すべきであることを示した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

犯罪予測を警察活動に実装する動きが諸外国および日本で確認できるが、(1)犯罪予測の精度をどのように法的に担保するか、(2)どのような事項は立法府によって制御されるべきか、(3)制御するにはどのようなルールを設定すべきかは、明らかではない。そこで、本研究は、特に(1)(2)を明らかにすることに注力し、(1)暗数や警察活動方針の変化による影響が少ない罪種の犯罪発生予測については、人工知能による予測に適している可能性があること、(2)行政法と刑事訴訟法の双方の観点から、国民が関心を有し、警察権限の濫用が問題になりうる重要事項について立法府が法律によりルールを形成すべきことを示した。

研究成果の概要（英文）：I clarified the legal challenges of data-driven policing by examining the principles of criminal procedure law. In data-driven policing, the accuracy of crime prediction is influenced by the content and nature of the underlying data. Particularly, determining how to consider the occurrence of unreported crimes and police activities at the time of crime recognition can pose serious issues depending on the type of offense. Furthermore, since data is utilized in both crime prevention and response, it's essential to clearly define the relationship between administrative law and criminal procedure law. In particular, bridging the gap between the rule of law in administrative law and the statutory principles in criminal procedural law requires efforts to align understanding between the two, and it's crucial to integrate them comprehensively through the concept of important issue reservation.

研究分野：刑事訴訟法

キーワード：データ駆動型警察活動 強制処分法定主義 重要事項留保 法律留保原則 令状主義 任意捜査 行政警察活動 司法警察活動

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

デジタル技術が発展した結果、個人の情報を低いコストで大量に収集することが可能になった。刑事司法の各場面においても、このようなデータを用いる動きが諸外国において盛んになっている。膨大なデータを基礎として、人工知能技術も活用しつつ、精度の高い予測を実施し、刑事司法における各種の判断を合理化・効率化することをねらいとするものである。その動きは、アメリカ合衆国において特に顕著であり、受刑者の仮釈放の可否に関する判断の場面、被告人の再犯可能性を考慮事情とする量刑判断の場面、被疑者・被告人を逮捕・勾留から釈放するか否かや釈放の際の条件を検討する場面、そして警察機関が犯罪を予防・鎮圧し、犯罪発生時には早期に摘発するために犯罪発生を予測する場面(予測的警察活動)へと、拡大している。

上述したような、データを基礎としたアルゴリズムを刑事司法制度の中に組み込む動きは、データ駆動型刑事司法(Data-Driven Criminal Justice)と呼ぶことができる。アメリカにおけるこのような動向は、日本の刑事司法制度にも影響を与える可能性がある。実際、特に予測的警察活動については、日本でも一部警察活動において導入される事例が確認できる。データ駆動型の刑事司法制度が、日本の刑事司法に導入される場合に、既存の法制度・法理論とどのような摩擦が生じ、どのような理論的応答がありうるのかを解明することは、喫緊の課題だと考えられるため、本研究の計画を立てるに至った。

2. 研究の目的

データ駆動型刑事司法は、刑事司法制度にかかわる有限の資源を効率的に分配すること可能にする一方で、先駆的に導入されつつあるアメリカを参照すると、特に上記の予測的警察活動の場面について、次のような課題が考えられる。

第1に、データの偏りによる法執行の歪みである。過去の法執行がそもそも重点的な取締対象を設定して摘発してきたため、データとアルゴリズムもその影響を受けており、過去の法執行の重点的な取締りを再生産しているだけだとの問題がありうる。第2に、アルゴリズムの構築等の費用のわりに、犯罪の予防・摘発の効果を上げられないという指摘がアメリカでは存在する。第3に、プライバシーないし人格権に対する制約性について議論がある。データベースを構築するために、顔認証システムや民間事業者からの情報提供等を通じて情報を収集し、あるいは既存の捜査上の情報を活用して、警察機関が個人の情報を集積する可能性がある。また、アルゴリズムによって対象者が犯罪に関与する可能性を測定する場合には、アルゴリズムによる評価そのものや、その評価結果の告知による対象者の行動変容を指して、個人の自己同一性の利益の保障を含む意味でのプライバシーや人格権の制約にあたるという指摘がある。

これら各課題は、データ駆動型刑事司法の日本への導入に際して、多かれ少なかれ問題になりうる要素を含んでおり、検討を要するものと考えられる。そこで、(1)犯罪発生予測にかかる予測的警察活動について、法執行の正確性をどのように担保し、どのような場面においてデータ駆動型の犯罪予測を行うべきかを明らかにするとともに、(2)データ駆動型警察活動のうち、どのような事項については立法事項として立法府による制御を行うべきかを明らかにすることを本研究の目的として設定した。

3. 研究の方法

研究目的の(1)犯罪発生予測にかかる予測的警察活動について、法執行の正確性をどのように担保し、どのような場面においてデータ駆動型の犯罪予測を行うべきかを明らかにするために、犯罪学、とりわけ環境犯罪学の知見を分析するとともに、犯罪統計の特色を洗い出したうえで、その知見と特色が犯罪発生予測のついてどのような限界をもたらすのかを明らかにすることとした。その限界の内容は、犯罪発生予測に適した罪種等を明らかにすることにつながるからである。

研究目的の(2)データ駆動型警察活動のうち、どのような事項については立法事項として立法府による制御を行うべきかを明らかにするためには、予測型警察活動が行政警察活動と司法警察活動の双方につながる形で遂行されていることに鑑みて、行政法と刑事訴訟法の双方に通用する論理を構築する必要があると考えた。そこで、行政法の法治主義に関する議論を渉猟してその論理構造を確認するとともに、刑事訴訟法の法定主義に関する判例・学説を整理し、双方に適用可能な枠組みを構築する方法を模索することとした。また、研究の過程において、捜査法の学説史を整理し直すとともに、アメリカ合衆国の捜査法に関する議論動向を渉猟する必要性を感じたことから、これらに関連する研究を並行して遂行することにした。

研究目的(1)(2)の双方に関する事項として、沿革的に日本法とドイツ法の影響が強い台湾の捜査法についても分析を行うため、台湾の渡航して刑事訴訟法研究者および警察関係者へのインタビュー調査を実施した。

4. 研究成果

研究目的の(1)について、犯罪統計上の暗数の発生や、過去の警察活動が検挙方針の変化など

に影響される結果として、暗数が多いと考えられる性犯罪等の罪種や、検挙方針の変化の影響を受けやすいと思われる軽微犯罪については、場所的犯罪予測の効果が限定的になる可能性があることを明らかにした。

より具体的には、第1に、予測的警察活動のために構築されるアルゴリズムの基礎となるデータそのものに暗数が存在するとともに、特に犯罪発生場所を予測する場所的予測活動においては、犯罪発生地の特定の問題がある等の限界があることを確認した。第2に、このことと関係して、暗数の多寡に応じて、予測的警察活動に適した犯罪類型(比較的重大な財産犯等)と適していない犯罪類型(性犯罪等)があることを確認した。特に、暗数が多い犯罪類型においては、予測的警察活動においても局所的に過去に摘発された事例に依拠してアルゴリズムが構築されるため、網羅性は大幅に低下することが明らかになった。

第3に、場所予測型警察活動を想定して、警察官職務執行法上の職務質問の不審事由の認定方法を検討し、過去の裁判例との均衡を考えると、アルゴリズムによって予測された犯罪発生場所を不審事由を認定する一事情として用いることは法的に問題はないものの、アルゴリズムによって予測された犯罪発生場所に人が所在することのみを以て不審事由を認定することには問題があることを示した。

第4に、児童虐待を検知するために用いられているリスクアセスメントの事例を検討した結果、AI が示す虐待の重篤性判断・虐待の再発可能性予測は、類例が過去にどれくらい一時保護の対象とされたかを示すにとどまり、発生頻度の低い事例を予測できないという限界を、使用者がどこまで認識・理解できているかが問題になりうることを示した。AI のシミュレーション結果が却って使用者に皮肉処理過程を生じさせないか等の問題も生じることが明らかになった。

他に、量刑検索システムを用いた量刑判断過程に関する課題を整理し、データの限界が利用方法の限界を生じさせることを具体的に検討した。以上の点を研究により確認し、明らかにした。

以上の成果の一部は、一橋法学国際関係学レクチャーシリーズ刊行委員会『教養としての法学・国際関係学』(国際書院、2024年)105-118頁において、一般向けに示す形で公開した。

研究目的の(2)について、行政法上の重要事項留保の考え方が、刑事訴訟法上の刑事免責の判例等でもそれに類する形で表現されていることを確認し、また警察官職務執行法上の職務質問や刑事訴訟法上の被疑者取調べなど、被処分者の権利利益の大きさにかかわらず、捜査機関の権限濫用が生じやすい場面等、国民が重要事項として関心を有する問題について、ルールを明確化するために立法事項とされていることを明らかにした。そのことを踏まえて、データ駆動型警察活動が情報の収集・利用や濫用的な法執行のリスク等の観点から重要事項といえる場合には、立法によって制御すべきことを明らかにした。

また、このことと関連させて、各論的に以下の事項を明らかにした。第1に、捜査機関が被疑者に対して内視鏡検査を実施することの適否について、裁判例を素材に分析し、違法収集証拠排除法則の観点から制御する方法について検討した。当該裁判例には、客観的な思考を読み取ることができることを例証した。データ駆動型警察活動の制御にかかわる基本的な発想を構築するための一助とするものである。

第2に、遺留物領置に関連して、私有地敷地内のごみ容器・ごみ集積所からごみを領置し、DNA資料を入手することの適否について、日本とアメリカの裁判例や議論を分析した。DNAデータベースの構築の入口となる、DNA資料の入手に対する法的規制の在り方を検討することを通じて、データ駆動型警察活動の前提となるデータベースと関連して、基礎データの収集に対する歯止めの一助とするものである。

第3に、本研究の前提となる先行研究に対する分析と、研究代表者自身の研究の整理を行った。その過程で、GPS動静監視、遺留物領置、逮捕に伴う被疑者の携帯電話機内のデータの検索、通信および会話の傍受などの各論的分析を行うとともに、捜査法の方法論に関する学説的分析を行った。その成果は、緑大輔『刑事捜査法の研究』(日本評論社、2022年)等を通じて公開した。

第4に、捜査機関の行動を制御する観点から、違法収集証拠排除法則の適用方法も検討を要すると考えられたことから、違法収集証拠排除法則の論拠を裁判例がどのように考えているかについて、最高裁判所が初めて違法収集証拠排除法則により証拠を排除する判断を示した最高裁判平成15年2月14日判決以降の下級審裁判例を、データベースを用いて検索し、その判断枠組みがどのような考慮事情を重視し、そこから排除法則の論拠についてどのように考えているかを明らかにした。その結果、裁判例は、一貫して違法捜査抑止を実証的な観点から認定しようとしていないことを明らかにした。その背景として、訴訟の場では専ら違法の有無と程度が争われ、立証の困難さもあって同種違法の頻発性は争点になっていないという状況があることが考えられ、ルールの提示、ルールの確認が主たる目的になっている状況であり、排除相当性(あるいは抑止効)について具体的に触れる場合であっても、(あえて比喩的に言えば)積極的一般予防に類する意味合いで用いているように見えることを明らかにした。また、おとり捜査によって得られた証拠の排除において正面から「司法の廉潔性」に触れて説示する裁判例も存在した。そのため、裁判例が司法の無瑕性を完全に無視しているとは言い難く、少なくとも、個人の権利利益の制約の問題を伴わない場面では、権利利益の制約の程度に代替する形で、司法の無瑕性概念を用いるほうが違法の重大性を説明しやすい場面があると考えている可能性があることを明らかにした。もっとも、司法の廉潔性の意義は、裁判例が同概念を用いること自体が稀であるため、裁判例分析だけでは明確にできないことも確認した。また、最高裁が証拠排除の基準として示した

要素の1つである、「令状主義の精神を没却するような重大な違法」が実質的に機能している側面があることを明らかにした。すなわち、必要性のない処分の執行や、過剰な権限行使を含む濫用的な権限行使という令状審査が本来的に防ごうとしていた事態が生じているときに、(必ずしも令状を要する処分に限定せずに)証拠排除による対応をする傾向にある。また、令状主義が元来、捜査機関による権限濫用を制御するために司法審査と処分対象の具体的記載を求めた制度であることに鑑みて、捜査機関の権限濫用につながる行為や司法審査を困難にする行為は、捜査機関の悪性を徴表するものとして考慮し、証拠排除による対応を行う傾向にある。以上のことが明らかになったことに照らして、司法府の役割として、令状主義の「精神」にかかわる、必要性のない権限行使や過剰な権限行使という枠を設定し、令状主義システムを損なう行為を防ぐ観点から、排除法則を活用する矩を設けている可能性があることを指摘した。他方で、「将来における違法捜査抑制の見地からも相当でない」という基準があまり活用されてこなかったことと相俟って、裁判例上は、排除法則の根拠と排除の結論の関係を自覚的に説示する契機を失ったことを指摘した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計12件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 緑大輔	4. 巻 1581
2. 論文標題 違法収集証拠として証拠能力を否定した第1審の訴訟手続に法令違反があったとした原判決に、法令の解釈適用を誤った違法があるとされた事例（最高裁令和3年7月30日第三小法廷決定）	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 130-134
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 緑 大輔	4. 巻 21
2. 論文標題 刑事訴訟法第311 条の立法過程：被告人質問、供述拒否権の成立	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 一橋法学	6. 最初と最後の頁 179-199
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.15057/78399	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 緑大輔	4. 巻 73
2. 論文標題 空港におけるスーツケースの解体検査に令状主義の精神を没却するような重大な違法があったとした事例（千葉地判令和2年6月19日判時2501号120頁）	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 刑事法ジャーナル	6. 最初と最後の頁 139-145
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 緑大輔	4. 巻 94-10
2. 論文標題 アメリカの刑事手続上の公判外供述(1)	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 101-107
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 緑大輔	4. 巻 94-11
2. 論文標題 アメリカの刑事手続上の公判外供述(2)	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 138-143
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 緑大輔	4. 巻 94-12
2. 論文標題 アメリカの刑事手続上の公判外供述(3)	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 128-135
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 緑大輔	4. 巻 95-1
2. 論文標題 アメリカの刑事手続上の公判外供述(4)	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 151-156
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 緑大輔	4. 巻 95-2
2. 論文標題 アメリカの刑事手続上の公判外供述(5・完)	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 113-118
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 緑大輔	4. 巻 108
2. 論文標題 令状請求時の違法とその重大性の関係	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 111-119
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 緑大輔	4. 巻 108
2. 論文標題 事例から学ぶ違法収集証拠排除を導く要素	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 74-78
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 緑大輔	4. 巻 487
2. 論文標題 なぜ法学を学ぶのか	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 12-19
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 緑大輔	4. 巻 95-12
2. 論文標題 違法収集証拠排除法則の論拠の機能	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 11-18
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計4件

1. 著者名 緑大輔	4. 発行年 2022年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 432
3. 書名 刑事捜査法の研究	

1. 著者名 葛野尋之、中川孝博、淵野貴生(編)、緑大輔、斎藤司、石田倫識、正木祐史、笹倉香奈、伊藤睦、黒川亨子、関口和徳、高平奇恵、松倉治代	4. 発行年 2021年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 406
3. 書名 判例学習刑事訴訟法(第3版)	

1. 著者名 山口厚ほか編	4. 発行年 2021年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 512
3. 書名 寺崎嘉博先生古稀祝賀論文集上巻	

1. 著者名 一橋法学国際関係学レクチャーシリーズ刊行委員会編	4. 発行年 2024年
2. 出版社 国際書院	5. 総ページ数 325
3. 書名 教養としての法学・国際関係学	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------